

## 登園許可証(治癒証明書)・登園届の分類と登園再開の日安について

2021.1 柏みどりこども園/保育園/みどりの木

次の表にある病気にかかった時は、出席停止となるため、登園することはできません。

病名	登園再開の日安
<b>再登園時に医師による『登園許可証』または『治癒証明書』が必要な病気</b>	
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること (発症した日、解熱した日の翌日を1日目とする)
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺などの腫れが出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
マイコプラズマ感染症	発熱や特有の咳が軽快していること
麻疹(はしか)	熱が下がり、3日経過していること
百日咳	特有の咳がなくなっていること または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了していること
結核	全身の症状が回復し、主治医の許可がでていること
風しん(三日ばしか)	発疹が消えていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭および結膜の症状がなくなり、2日経過していること
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになっていること
流行性角結膜炎(はやり目)	結膜炎の症状が消失していること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身の状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発疹がかさぶたになっていること
突発性発しん	解熱し機嫌が良く、全身の状態が良いこと
侵襲性髄膜炎菌感染症	医師により感染の恐れがないと認められていること
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157、O-26、O-111など)	医師により感染の恐れがないと認められていること
<b>保護者記入による『登園届』で良い病気 (登園許可証または治癒証明書は不要です)</b>	
伝染性膿痂疹(とびひ)	広い範囲の水ぶくれ・びらんが軽快していること 顔など覆うことができない場所にびらんがなくなっていること
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間以上経過し、発熱がなくなり、通常の食事がとれていること
手足口病	発熱や口の中の水疱・潰瘍の影響がなく、通常の食事がとれていること
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
頭ジラミ	駆除を開始していること
ヘルパンギーナ	発熱や口の中の水疱・潰瘍の影響がなく、通常の食事がとれていること
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、 アデノウイルス)	嘔吐・下痢が治まり、通常の食事がとれ、体力が回復していること

※記載のない、その他の感染症になった場合、登園再開については主治医の指示にしたがってください。  
その場合も、医師による『登園許可証』または、『治癒証明書』が必要となります。